

目次

第 1	本報告書の概要（サマリー）	1
第 2	本第三者委員会の設置	4
1	設置に至る経緯	4
2	本第三者委員会設置の目的及び検証項目	5
3	本第三者委員会の構成	7
	（1）委員及び補助者	7
	（2）日弁連ガイドラインとの関係	8
4	検証の方針、方法及び期間	11
	（1）検証の方針及び方法	11
	（2）検証の期間	12
	（3）検証対象とした資料	12
	（4）検討に際して行ったヒアリング等	12
第 3	検証の内容	13
1	検証項目①：「調査委員と、調査対象者である Y 及び X との間に、事実を歪曲するおそれのある人間関係は存在していないか」について	13
	（1）A 調査委員長	13
	（2）B 調査委員	14
	（3）C 調査委員	15
2	検証項目②：「調査委員に対して事実の歪曲を迫るおそれのある事情が認められないか」について	16
	（1）調査委員としての専門性、独立・中立性	17
	（2）Y が副会長として第一次調査に不当な影響を与えていないか	19
	（3）その他（脅迫、保身、組織防衛等）	20
3	検証項目③：「調査委員会の調査過程は公正かつ相当であったか」について	21

(1) 結論.....	21
(2) 検討内容.....	21
4 検証項目④：「調査委員会の認定事実は客観性を有している」と認められるか」について.....	43
(1) 事実認定について.....	43
(2) 第一事件についての検討内容.....	44
(3) 第二事件についての検討内容.....	46
5 検証項目⑤：「黙示の合意が成立する間柄とは認められないと言えるか」について.....	57
(1) 公益認定等委員会から協会への指摘事項.....	57
(2) 各人の交際状況.....	58
(3) 結論.....	58
6 参考事項.....	59
第4 結語.....	60

第1 本報告書の概要（サマリー）

本報告書は、公益社団法人日本プロゴルフ協会（以下「協会」という。）が組織した調査委員会（以下「本件調査委員会」という。）による調査の公正・適正について、第三者委員会（以下「本第三者委員会」という。）として、検証を行った内容をまとめたものである。

すなわち、協会は、平成25年8月下旬、時事通信社から、「協会の理事（当時）であったXが、指定広域暴力団会長甲に対し、熊本県所在のゴルフ場でゴルフのレッスンをしたり、甲に代わり同ゴルフ場の利用予約をしていた事実があるか」について取材を受けたことから、かかる事実関係を調査し、これに対応するために、A弁護士（以下「A調査委員長」という。）、B弁護士（以下「B調査委員」という。）及びC公認会計士（以下「C調査委員」という。）の3名によって構成される本件調査委員会によって、事実関係の調査を進めた。

その結果、同年9月17日、本件調査委員会は、協会に対し、Xについて、上記取材内容に係る事実があったこと、Xが甲とともにゴルフ場でゴルフプレーを行ったこと、数万円程度の謝礼を受領したこと等の認定事実を報告し、協会は、これに基づき、Xについて8か月間の会員資格停止という懲戒処分を決定した。

さらに、同月18日、協会の副会長（当時）であったYから、A調査委員長に対し、自分も甲及び某暴力団組長乙（以下、両名を併せて「甲ら」という。）と、ゴルフプレーや会食をするなどの交友関係があったこと等の自己申告がなされたことから、協会は、調査対象を追加する形で本件調査委員会による調査を継続した。そして、本件調査委員会は同年10月にかけて事実関係の調査を行い（以下これまでの調査を全体として「本件調査」という。）、同月10日には暫定的な中間報告を、同月24日には最終報告を行った。

ところで、協会及び本件調査委員会は、マスメディアの取材に速やかに対応する必要があったことや、監督官庁である内閣府の公益認定等委員会（以下「公益認定等委員会」という。）に対しても、

指定された短期間で事実関係を報告する必要があったこと等の事情も踏まえ、協会とは利害関係のない第三者を調査委員とする、いわゆる第三者委員会の方式による調査は行わなかった。この点について、その後、協会は、公益認定等委員会から、公益社団法人の役員による暴力団員との交際という事案の重大性等に鑑み、第三者による検証の必要があるのではないか等の指摘を受けたこと等から改めて検討した結果、今般、本第三者委員会が組織され、本件調査委員会の調査の適正について第三者としての公正・中立な検証を行ったものである。

本第三者委員会としては、検証の結果、以下の事実認定及び評価を下した。

- ① 本件調査委員会の3名の調査委員と、調査対象者であるX及びYの間には、いずれも個人的な利害関係等は存在せず、事実を歪曲するおそれのある人間関係等は認められない。
- ② 3名の調査委員は、組織の不祥事調査、経営に対するガバナンス、反社会的勢力対応等について多くの経験と専門性を有しており、また、協会の顧問弁護士ないし監事として協会のために稼働する立場であったとはいえ、A調査委員長は協会のコンプライアンス委員長、B調査委員及びC調査委員は監事兼コンプライアンス委員の立場にあるため、その職務内容は、協会内において執行部を牽制し、執行部の法令等遵守や反社会的勢力との関係根絶を推進する立場にあった。また、協会の執行部からは、当初は問題が発覚しておらず、副会長として理事会等に出席していたYを含め、本件調査委員会による本件調査に何らかの不当な影響力が行使された事情もないので、調査委員に対して事実の歪曲を迫るおそれのある事情は認められない。
- ③ 本件調査委員会は、日本弁護士連合会の公表するいわゆる「第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会ではないものの、その調査過程は、同ガイドラインその他調査委員会による不祥事調査の実務において要求される水準に照らし、全体として公正かつ相当な調査であったと認められる。

なお、調査期間中に提出された中間報告における、X及びYと甲らとの間のいわゆる「にぎり」行為の認定（あくまでも暫定的なものではあるが）、そして最終報告における「にぎり」行為の認定の撤回については、その認定を行う前にさらなる調査があり得たこと、また、最終調査報告書においてかかる認定変更についての説明が十分でないことについては、本件調査委員会の調査過程に相当とは言えない面があったものと考えられる。しかしながら、後述④及び⑤のとおり、本第三者委員会としての独自追加調査の内容も踏まえると、結論としては、「にぎり」行為を否定した本件調査委員会の最終的な判断は合理的であったと考えられるため、上記の認定変更の経緯は、全体としての調査の公正性・相当性を覆すほどの重大性はないと評価する。

- ④ 本件調査委員会が判断の根拠とした資料等と、それに基づいて認定した事実関係を分析すると、本件調査委員会の認定事実は、全体としては合理的な経験則に基づく事実認定となっており、客観性を有しているものと認められる。Yが甲らと会食やゴルフプレーをした際に、甲らが暴力団員であることを認識していたかについても、本件調査委員会は、認識がなかったとするYの弁解は著しく疑念が残るとしており、合理的であると評価される。

ただし、上記のとおり中間報告での「にぎり」の認定は、「にぎり」に関する合意等の具体的な事実関係の証拠に基づいておらず、中間報告自体は暫定的なものであるが、合理性に欠ける面を否定できないと考えられる。また、最終報告での「にぎり」の認定の撤回も、上述のとおり追加調査があり得た点で、事実認定の根拠となる証拠が必ずしも十分ではなかったとも考えられる。しかしながら、上述③のとおり、結論としては「にぎり」行為を否定した本件調査委員会の最終的な認定事実に誤りはなかったと考えられる。

- ⑤ なお、「にぎり」については、たとえX及びYについて、甲らとの間で、ゴルフ練習場で顔を合わせていた事実や電話でのやりとりがあった事実が認められたとしても、過去にラウンドプレーをしていた事実が認められない本件では、賭け方、賭け

金額、ハンディ等についての黙示の合意を認定することはできず、結局、これによっても「にぎり」行為が成立したと判断することはできない。

第2 本第三者委員会の設置

1 設置に至る経緯

本件調査委員会は、協会が平成25年8月21日に、時事通信社から、協会の理事であるXと暴力団会長である甲との交友に関する取材を受けたことを経緯として発足した。すなわち、時事通信社は、Xが甲に、熊本県所在のゴルフ場玉名カントリークラブでゴルフのレッスンをしたり、甲に代わり同ゴルフ場の利用予約をしたりしていた事実について協会に質問した。

そこで、協会はかかる事実関係を調査し、これに対応するために、同月22日、協会の顧問弁護士・コンプライアンス委員会委員長を務めるA調査委員長、協会の監事及びコンプライアンス委員会委員を務めるB調査委員、同じく協会の監事及びコンプライアンス委員会委員を務めるC調査委員の3名によって構成される本件調査委員会によって、事実関係の調査を進めることとした。

本件調査委員会は、関連事実について調査を行い、同年9月17日、Xに関する調査報告書（以下「第一次調査報告書」という。）をまとめ、上記取材内容にかかる事実があったこと、Xが同年6月19日、玉名カントリークラブにおいて、甲らとともに9ホールをプレーし、数万円程度の謝礼を受領したこと、Xが甲を暴力団会長と認識したのは平成24年4月ころであったこと等の事実を協会に報告した。これを受けて協会は、9月18日、Xに対する懲戒処分として8か月の会員資格停止を決定した（ここまでの調査を以下「第一次調査」という）。

そして、同日、A調査委員長は、協会の副会長（当時）であったYから、「Xとともに甲らと、同年3月14日に食事をし、4月27日及び6月18日に九州のゴルフ場でプレーをした。」等を内容とする自己申告を受けた。そこで、協会は、事態をさらに深刻なも

のとして受け止め、本件調査委員会により、かかる事実関係等についても引き続き調査をすることとした。

しかして、同年10月10日、本件調査委員会は、中間の調査報告書（以下「第二次調査中間報告書」という。）をまとめ、Yが申告した上記事実関係は事実と認められること、Y及びXは、甲らといわゆる「にぎり」行為を行い、各5万円の現金を受領したこと、Yは甲らが暴力団会長等であることを認識したのは同年6月30日ころであったと主張するが、その弁解には著しく疑念が残る等の暫定的事実認定について協会に報告した。

本件調査委員会は、さらに一定の追加調査を行った上で、同年10月24日、最終の報告書（以下「第二次調査最終報告書」という。）をまとめ、Yが申告した上記事実関係は事実と認められること、Yは甲らが暴力団会長等であることを認識したのは同年6月30日ころであったと主張するが、その合理性は著しく疑念が残ること等について第二次調査中間報告書と同様の認定を行ったが、「にぎり」行為についてはこれを認定せず、受領した金員はレッスン料又は謝礼と評価される旨事実認定を変更して、協会に報告した。その結果、協会は、同年10月28日、Y及びXを退会処分とする旨の懲戒処分を決定した（同年9月18日のYの自己申告からここまでの調査を以下「本件第二次調査」という。）。

なお、協会は、同年8月30日以降、公益認定等委員会に、適宜、本件調査について状況及び調査経過等を報告していた。

その後、協会は、上記の最終的な懲戒処分決定後、公益認定等委員会から、事案の性格上本件調査委員会の調査について第三者の検証を受けるべきではないか、また、「にぎり」に関する事実認定を変更した根拠は何か等の指摘を受け、検討した結果、調査過程及び事実認定の公正性、合理性について万全を期するため、そして、そのことにより協会の公益性を担保するため、独立の第三者として、弁護士矢田次男、弁護士新穂均及び弁護士結城大輔の3名に、第三者委員会としての検証を依頼した。

2 本第三者委員会設置の目的及び検証項目

当職ら上記3名の弁護士は、平成26年1月7日、以下の内容について協会から検証の依頼を受け、同月22日付けで協会との間で委任契約書を締結し、本第三者委員会を組織した。なお、本第三者委員会としての検証内容・方針の検討、協会との協議等は、同月7日の依頼書受領直後から事実上開始していた。

検証に係る依頼内容は以下のとおりである。

【検証依頼内容】

(1) 被検証事件の表示

①第一事件（玉名事件）

平成25年6月19日、玉名カントリークラブにおいて、Xが甲等とゴルフプレーを行い、会員倫理規程第7条に違反した事件を第一事件（玉名事件）という。

②第二事件（その他事件）

上記の他に、XとYとが甲等と、同年3月14日に佐賀県嬉野市において飲食を伴にし、同年4月27日九州ゴルフ倶楽部八幡コースにおいてゴルフプレーを行い、同年6月18日阿蘇ゴルフ倶楽部赤水コースにおいてゴルフプレーを行い、会員倫理規程第7条ほかに違反した事件を第二事件（その他事件）という。

(2) 検証の項目

①調査委員と上記違反者との間に、事実を歪曲するおそれのある人間関係は存在していないか。

②調査委員に対して事実の歪曲を迫るおそれのある事情が認められないか。

③上記第一及び第二事件に関する調査委員会の調査過程は公正かつ相当であったと認められるか。

④上記第一及び第二事件に関する調査委員会の認定事実は客観性を有していると認められるか。

その後、協会は、公益認定等委員会からの指摘に基づき、平成26年2月10日、本第三者委員会に対し、次の事項についての検証を追加依頼し、本第三者委員会はこれを検証項目に追加した。

【追加検証項目】

⑤「頻繁にプレーするパートナー間でありながら、黙示の合意により「にぎり」が成立することもあり得ると思えます

が、本件では甲等とX元会員、Y元会員の4者の関係においては、そこまでの人間関係は認められない」（報告書3ページ）とあるが、元理事は某暴力団の甲にワンポイントレッスンを10数回行い、元副会長は某暴力団の乙とゴルフ談議など電話で他愛のないやり取りを15～16回行っており（平成25年10月10日付け貴法人報告書）、また甲は、2年～2年半の間に35～40回ゴルフ場を訪れ、理事が予約を代行している場合もあったとされている。にもかかわらず、黙示の合意が成立する間柄とは認められないと言えるのか。

なお、上記のとおり、検証項目①ないし④は、本件調査委員会の調査についての検証であるのに対し、検証項目⑤は、本第三者委員会としての独自の調査と事実認定を行う必要がある内容となっている（以上の内容を「本検証」といい、上記①ないし⑤をそれぞれ「検証項目①ないし⑤」という。）。

また、上記のとおり、本第三者委員会は、協会がX及びYに対して決定した懲戒処分の軽重や相当性について判断・評価するものではない。なお、協会の定款第10条は、会員に対する懲戒処分として、戒告、会員としての権利の停止及び除名の3種類を定めるが、会員倫理規程第14条は、会員に対する懲罰の種類として、除名、退会、会員資格の一時停止、出場停止、制裁金、戒告の6種類を定めており、両規定の関係が必ずしも明らかではないように感じられた。本検証の範囲と直接の関連はないものの、念のため指摘しておく。

3 本第三者委員会の構成

(1) 委員及び補助者

本第三者委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長：矢田次男（弁護士。のぞみ総合法律事務所。元東京・大阪地方検察庁特捜部検事）

委員：新穂 均（弁護士。のぞみ総合法律事務所。元東京地方検察庁検事、元東京地方裁判所刑事部判事補、

元日本弁護士連合会綱紀委員会委員、元第二東京弁護士会副会長)

委員：結城大輔（弁護士・ニューヨーク州弁護士。のぞみ総合法律事務所）

また、本第三者委員会は、以下の者を本検証の補助者として任命し、本検証の補佐をさせた。

補助者：山田 瞳（弁護士。のぞみ総合法律事務所）

（２）日弁連ガイドラインとの関係

本第三者委員会の設置及び検証業務遂行に当たっては、日本弁護士連合会が平成２２年に制定・公表した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。別添）の内容を参照・考慮し、以下のとおり、日弁連ガイドラインに準拠している。

① 本検証の目的

検証項目①ないし④は、不祥事の実態関係の調査・事実認定・原因分析を目的とするものではなく、本件調査委員会による調査についての検証を目的とする点で、日弁連ガイドラインが基本的に想定している第三者委員会による調査とは本質として異なる部分がある。

しかしながら、協会が公益社団法人であること、本件調査の対象はその副会長・理事による反社会的勢力との交際という内容であり、かつメディアの注目も集めている内容であること等に照らし、本検証は公益性が高く、公益認定等委員会、メディア、社会一般への説明責任という重要な使命を帯びている。また、検証項目⑤は実態関係自体の調査であり、さらに、検証項目①ないし④も、当該検証に関連する範囲で実態関係の調査も行うこととなる。

これらの点を踏まえ、本第三者委員会は、以下のとおり、日弁連ガイドラインに準拠した第三者委員会として構成されている。

② 委員会の独立性、中立性

日弁連ガイドラインは、「第三者委員会は、依頼の形式にかかわらず、企業等から独立した立場で、企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行う」と定め（第1部第2.）、また、「企業等と利害関係を有する者は、委員に就任することができない」と定め、顧問弁護士は利害関係を有する者に該当するとしている（第2部第2.5.及び脚注10）。

本第三者委員会の各委員は、上記①記載の設置経緯及び検証の目的に照らし、公益的観点から中立・公正に本検証を行うものであり（その旨、協会との委任契約書において規定している。）、また、協会との間に顧問弁護士関係等、上記の利害関係はない。検証対象である本件調査委員会の調査委員3名との間にも、特別の利害関係は存在しない。

③ 協会の全面的協力

日弁連ガイドラインは、第1部「第3. 企業等の協力」として「第三者委員会は、その任務を果たすため、企業等に対して、調査に対する全面的な協力のための具体的対応を求めるものとし、企業等は、第三者委員会の調査に全面的に協力する」とし、また、第2部「第3. 企業等の協力についての指針 1. 企業等に対する要求事項」として、「第三者委員会は、受任に際して、企業等に下記の事項を求めるものとする。①企業等が、第三者委員会に対して、企業等が所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること。②企業等が、従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。③企業等は、第三者委員会の求めがある場合には、第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従

業員等による事務局を設置すること。当該事務局は第三者委員会に直属するものとし、事務局担当者と企業等の間で、厳格な情報隔壁を設けること。」と定めている。

本第三者委員会は、協会との間の委任契約書において、協会、全協会員及び本件調査委員会の各委員による本検証への全面的協力を保証・表明させている。

④ 検証報告書の記載

日弁連ガイドラインは、調査報告書の内容及び作成について、「調査報告書の起案権は第三者委員会に専属する。」、「第三者委員会は、調査により判明した事実とその評価を、企業等の現在の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。」、「第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等に開示しない。」と定めている（第2部第2.1.ないし3.）。

この点、本第三者委員会による本検証報告書は、これらの指針に従って作成されている。

⑤ 検証結果の取扱い

日弁連ガイドラインは、第2部第1.「2.説明責任についての指針（調査報告書の開示に関する指針）」として、「第三者委員会は、受任に際して、企業等と、調査結果（調査報告書）のステークホルダーへの開示に関連して、下記の事項につき定めるものとする。①企業等は、第三者委員会から提出された調査報告書を、原則として、遅滞なく、不祥事に関係するステークホルダーに対して開示すること。②企業等は、第三者委員会の設置にあたり、調査スコープ、開示先となるステークホルダーの範囲、調査結果を開示する時期を開示すること。③企業等が調査報告書の全部又は一部を開示しない場合には、企業等はその理由を開示すること。また、全部又は一部を非公表とする理由は、公的機関による捜査・調査に支障を与える可能性、関

係者のプライバシー、営業秘密の保護等、具体的なものでなければならぬこと。」と定めている。

本第三者委員会は、前述した設置経緯等に照らし、協会が公益認定等委員会に本報告書を提出すること及び本報告書について、関係者のプライバシー等の一定の必要性に基づく配慮をする以外は原文をそのまま対外公表することを前提として本検証を行い、本検証報告書を作成した。また、本第三者委員会の設置については、協会のウェブサイトにおいてすでに公表されている。

4 検証の方針、方法及び期間

(1) 検証の方針及び方法

本第三者委員会としての検証の方針は、以下のとおりである。

検証項目①については、本件調査委員会の調査委員3名と調査対象者であるY及びXとの間の関係について、各人から確認した。

検証項目②については、調査委員3名の専門性や協会との関係を確認した。また、当時副会長であったYによる第一次調査への不当な関与の有無を確認するとともに、その他本件調査に不当な影響や考慮が存在しなかったかを検証した。

検証項目③については、本件調査委員会による調査対象資料とヒアリング内容等に基づいて、本件調査の経緯及び内容を検証した。その上で、日弁連ガイドライン等によって一般に要求される企業不祥事調査の実務に照らし、本件調査委員会が行った調査過程に不十分、不合理な点がないかについて、本第三者委員会としての知見・経験に照らした検証・評価を行った。

検証項目④及び⑤については、本件調査委員会が認定した事実が、調査の結果判明した事実関係や認定の根拠とした証拠に照らして合理的と言えるかについて、本第三者委員会としての知見・経験に照らした検証・評価を行った。特に「にぎり」の認定については、調査委員3名及びY・Xへのヒアリング（書面による照会を含む。）、懲罰諮問委員からのヒアリング、懲罰諮問委員会

の記録の確認等、本第三者委員会として必要と考える追加調査に基づき、検証・評価を行った。

(2) 検証の期間

本第三者委員会が発足した平成26年1月22日から同年2月21日まで。ただし、協会から本検証の依頼書を受領した同年1月7日以来、検証の方針や計画については事前の検討を開始し、協会と協議・確認を重ね、検証開始の準備を行っていた。

(3) 検証対象とした資料

本第三者委員会は、本検証にあたり、以下の資料を確認している。

- ・ 本件調査委員会が確認した資料
- ・ 本件調査委員会による関係者ヒアリングの記録、録音テープ
- ・ 協会の定款、役員等の選挙規程、会員倫理規程、懲罰手続規則
- ・ 協会ウェブサイト
- ・ 懲罰諮問委員会議事録（平成25年9月12日及び10月24日開催）、録音テープ、懲罰に関する答申書
- ・ 本件調査委員会の報告書（第一次調査報告書、第二次調査中間報告書及び第二次調査最終報告書）
- ・ 懲罰書（平成25年9月18日付け及び10月30日付け）
- ・ 協会と公益認定等委員会とのやりとり

(4) 検討に際して行ったヒアリング等

本第三者委員会は、本検証にあたり、以下のとおりヒアリング（面談、電話聴取及び書面照会・回答の各方式を含む。）を行った。その他、本件調査委員会による本件調査に関連する事務手続等に関しては、協会の事務局次長根本修一（以下「根本事務局次長」という。）から適宜、経緯等を確認した。

日付	対象者	方式
H26.1.27	A 調査委員長、B 調査委員及びC 調査委員	書面照会 (A 調査委員長及びC 調査委員からは H26.1.30 付けで、B 調査委員からは H26.1.31 付けで、書面による回答受領)
H26.2.3	C 調査委員	面談
H26.2.4	X 及び Y	書面照会 (Y 代理人弁護士から H26.2.10 付けで、X 代理人弁護士から H26.2.11 付けで、書面による回答受領)
H26.2.6	A 調査委員長	面談
H26.2.7	D 懲罰諮問委員	面談
H26.2.7	B 調査委員	面談
H26.2.17	X	電話聴取
H26.2.19	Y	面談
H26.2.21	Y	電話聴取 (代理人弁護士経由)
H26.2.21	X	電話聴取
H26.2.21	A 調査委員長	面談

第 3 検証の内容

本第三者委員会は、本検証を行った結果について、以下のとおり報告する。

- 1 検証項目①：「調査委員と、調査対象者である Y 及び X との間に、事実を歪曲するおそれのある人間関係は存在していないか」について

本第三者委員会は、以下のとおり、本件調査委員会の各調査委員についてかかる関係は認められないと判断した。

- (1) A 調査委員長

ア Yとの関係

A調査委員長からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員長は、Yが、業務執行理事として出席していた協会理事会及び副会長として出席していた正副会長の出席を要する委員長会議に、自身が顧問弁護士として出席した際にYと同席したという業務上の関わりの外は、同人との間に、弁護士と依頼者としての関係も、飲食・ゴルフ等の個人的な交際も一切有していない。

Yも、本第三者委員会への回答書において、A調査委員長とは、協会理事としての職務上の関係の外、弁護士と依頼者としての関係も、個人的な交際も一切ないと回答している。

イ Xとの関係

A調査委員長からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員長は、Xが理事として出席していた協会理事会に、自身が顧問弁護士として出席した際にXと同席したという業務上の関わりの外には、同人との間に、弁護士と依頼者としての関係も、飲食・ゴルフ等の個人的な交際も一切有していない。

Xも、本第三者委員会への回答書において、A調査委員長とは、協会理事としての職務上の関係の外、弁護士と依頼者としての関係も、個人的な交際も一切ないと回答している。

ウ 本第三者委員会の認定

上記のA調査委員長による各回答については、Y及びXの認識とも合致して、その内容として客観的な合理性が認められる。

よって、A調査委員長とY及びXとの間に、事実を歪曲するおそれのある人間関係は認められない。

(2) B調査委員

ア Yとの関係

B調査委員からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員は、Yが業務執行理事として出席していた協会理事会に、自身が監事として出席した際にYと同席したという業務上の関わりの外には、同人との間に、弁護士と依頼者としての関係も、飲食・ゴルフ等の個人的な交際も一切有していない。

Yも、本第三者委員会への回答書において、B調査委員とは、協会理事としての職務上の関係の外、弁護士と依頼者としての関係も、個人的な交際も一切ないと回答している。

イ Xとの関係

B調査委員からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、同調査委員は、同じく、Xとも、同人が理事として出席していた協会理事会に、自身が監事として出席した際に同席したという業務上の関わりの外には、Xとの間に、弁護士と依頼者としての関係も、飲食・ゴルフ等の個人的な交際も一切有していない。

Xも、本第三者委員会への回答書において、B調査委員とは、協会理事としての職務上の関係の外、弁護士と依頼者としての関係も、個人的な交際も一切ないと回答している。

ウ 本第三者委員会の認定

上記のB調査委員による各回答については、Y及びXの認識とも合致して、その内容として客観的な合理性が認められる。

よって、B調査委員とY及びXとの間に、事実を歪曲するおそれのある人間関係は認められない。

(3) C調査委員

ア Yとの関係

C調査委員からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員は、Yが業務執行理事として出席していた協会理事会に、自身が監事として出席した際にYと同席したという業務上の関わりの外には、同人との間に、公認会計士・税理士と依頼者としての関係も、飲食・ゴルフ等の個人的な交際も一切有していない。

Yも、本第三者委員会への回答書において、C調査委員とは、協会理事としての職務上の関係の外、公認会計士・税理士と依頼者としての関係も、個人的な交際も一切ないと回答している。

イ Xとの関係

C調査委員からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員は、同じく、Xとも、同人が理事として出席していた協会理事会に、自身が監事として出席した際に同席したという業務上の関わりの外には、Xとの間に、公認会計士・税理士と依頼者としての関係も、飲食・ゴルフ等の個人的な交際も一切有していない。

Xも、本第三者委員会への回答書において、C調査委員とは、協会理事としての職務上の関係の外、公認会計士・税理士と依頼者としての関係も、個人的な交際も一切ないと回答している。

ウ 本第三者委員会の認定

上記のC調査委員による各回答については、Y及びXの認識とも合致して、その内容として客観的な合理性が認められる。

よって、C調査委員とY及びXとの間に、事実を歪曲するおそれのある人間関係は認められない。

2 検証項目②：「調査委員に対して事実の歪曲を迫るおそれのある事情が認められないか」について

本第三者委員会は、以下の検証に基づき、かかる事情は認められないと判断した。

(1) 調査委員としての専門性、独立・中立性

ア 各調査委員の不祥事調査等に関する経歴及び業務経験

(ア) A調査委員長

A調査委員長による回答書及びヒアリングでの回答によれば、同調査委員長は、弁護士としての一般的な企業等組織コンプライアンス、ガバナンス、事実調査等に関する職業的専門的知識を有するのみならず、株式会社ファーストリテイリング・社外監査役、Y建設工業株式会社・社外取締役、株式会社KADOKAWA・社外監査役、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社・社外取締役及びダンロップスポーツ株式会社・社外取締役といった多数の社外役員経験があり、さらに、山一証券責任判定委員会・委員長及びオリンパス株式会社・監査役等責任調査委員会・委員長を務めるなど、大型・複雑な企業不祥事案件における調査委員等としての経歴も有する。

また、協会との関係では、平成24年7月に立ち上げられたコンプライアンス委員会の委員長を務めていた。

(イ) B調査委員

B調査委員による回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員は、弁護士としての一般的な企業等組織コンプライアンス、ガバナンス、事実調査等に関する職業的専門的知識を有するのみならず、株式会社江間忠ホールディングス・社外取締役及び古河電池株式会社・社外監査役といった社外役員の経験があり、かつ、日本相撲協会・ガバナンスの整備に関する独立委員会及び故意による無気力相撲特別調査委員会の委員を務めた調査委員としての経歴も有する。調査委員会との関係では、日弁連ガイドラインの作成作業にも参画している。

また、協会との関係では、上記コンプライアンス委員会の委員を務めていた。

さらに、B調査委員は、特に、長年にわたり、日本弁護士連合会と第二東京弁護士会のそれぞれの民事介入暴力対策委員会で、委員・幹事を務め、後者では委員長に就任するなど、民事介入暴力対策分野における知識経験に長け、日本相撲協会・暴力団等排除対策委員会委員を務めた経歴も有する。

(ウ) C調査委員

C調査委員による回答書及びヒアリングでの回答によれば、同委員は、公認会計士としての一般的な企業等組織コンプライアンス、ガバナンス、事実調査に関する職業的専門的知識を有するのみならず、企業等に対するコンプライアンス指導、公益社団法人に関する新法施行に伴う公益認定に向けた指導等の実務経歴に加え、協会の外、日本公認会計士協会、公益財団法人オイスカ、公益財団法人警察協会、財団法人日本相撲協会等、多くの法人監事の経歴も有する。

また、協会との関係では、公益認定取得のためのコンプライアンス体制整備に尽力し、上記コンプライアンス委員会の委員も務めていた。

イ 本第三者委員会の判断

上記のとおり、本件調査委員会の各調査委員は、いずれも、それぞれコンプライアンス等の分野について、弁護士・公認会計士としての職業的専門的知識を有するのみならず、これに関して事実調査と検証を行うだけの十分な実務経験も備えていることが認められ、よって、本件調査委員会は調査に関して十分な専門性を有していたと認められる。

特に、本件が反社会的勢力との接触に絡む不祥事であったことに鑑みれば、B調査委員の有する民事介入暴力対策に関する知識と経験は、本件調査委員会の調査の専門性を高めることに大きく貢献したものと評価できる。

また、各委員の協会からの独立性については、A調査委員長が協会の顧問弁護士であるところ、一般的には、顧問弁護士は、企業等と利害関係を有する者として、企業等からの独立性や中立性が必ずしも高いとはいえないケースも存在する（日弁連ガイドラインも、顧問弁護士は利害関係を有するので、第三者委員会の委員たり得ないとする）。しかしながら、本件では、上述したA調査委員長の社外役員及び調査委員としての豊富な経験、そして、協会との関係でもコンプライアンス委員長を務めていた立場からすれば、顧問弁護士といえども、むしろ協会として本件を適法かつ公正に処理するという観点から、執行部以下に対するコンプライアンス上の牽制機能を担う立場にあるため、その独立性・中立性は担保されているものと認められる。

B調査委員及びC調査委員についても、いずれも、協会監事という組織役員ではあるものの、そもそも監事という職位が執行部に対するガバナンス機構として、組織において一定の中立性・独立性を有する地位であることに加えて、本件におけるB調査委員の社外役員及び調査委員としての経験、C調査委員の法人監事としての経験も加味して考慮すれば、両委員ともに協会からの独立性・中立性は十分に担保されているといえる。

(2) Yが副会長として第一次調査に不当な影響を与えていないか

本件において、Yの関与した第二事件は、第一次調査終了直後の同人の自己申告が端緒となったものであるため、同人は、第一次調査の際は、協会副会長として、本件調査委員会から報告を受け、理事会で審議する等の立場にあった。このような経緯からすると、Yが、第二事件発覚阻止ひいては保身等の目的で、第一次調査について調査を妨害しようとするなど不当な影響を及ぼした事実の存否について検証する必要がある。

しかしながら、本第三者委員会は、以下の検証に基づき、かかる事実は認められないと判断した。

ア 本件各調査委員の説明

A調査委員長の回答書及びヒアリングへの回答によれば、Yは、第一事件に関して平成25年9月5日に行われた正副会長とA調査委員長との面談に同席し、A調査委員長から、第一事件の調査の進捗の説明を受けたが、これに対して何らの発言も行っておらず、また、A調査委員長及びC調査委員のヒアリングへの回答によれば、Yは、同月10日に開催された臨時理事会にも出席したが、何ら発言しなかった。

また、Y自身も、本第三者委員会のヒアリングにおいて、第一事件に関し、本件調査委員会に対しても理事会においても意見を述べたことはないと回答した。

そして、上記のとおり、Yは同月18日にA調査委員長に対し第二事件について自己申告している。

イ 本第三者委員会の認定

A調査委員長及びC調査委員の上記回答は、いずれもYの回答とも合致して客観的な合理性が認められる。

また、本第三者委員会が調査したその余の客観的な資料によっても、Yが第一事件に影響を与えたと認める事情は存在しない。

したがって、本第三者委員会は、Yが、副会長として、第一事件の調査に不当な影響を与えた事実は認められないと判断する。

(3) その他（脅迫、保身、組織防衛等）

本件において、第一事件発覚後速やかにこのことが協会事務局から当時の協会会長及びコンプライアンス委員長たるA顧問弁護士に報告され、第二事件についてもY本人からA顧問弁護士に自己申告されたという本件発覚の端緒に係る各客観的経緯、各調査委員からの回答書及びヒアリングでの回答によれば、本件調査委員会発足後も協会の協力が得られ、円滑な調査が遂行されていること、また、本第三者委員会による懲罰諮問委員会の審議の録音物の聴取によっても、自由な議論と審議を妨げる要素が見当たらず

ないこと等に鑑みれば、本件調査において、その円滑な遂行を妨げるような関係者による脅迫の影響、保身目的、あるいは組織防衛の観点からの調査差控えや事実認定の歪曲等がなされたとの事情は認められない。

3 検証項目③：「調査委員会の調査過程は公正かつ相当であったか」について

(1) 結論

本件調査委員会の調査過程は、全体として、公正かつ相当であったと認められる。

なお、①第二次調査中間報告前に「にぎり」の認定に関して行われた調査及び②第二次調査中間報告後、最終報告前に、「にぎり」の認定に関して行われた調査は、万全を尽くしたとは言えない面がある。ただし、本第三者委員会が追加で調査を行っても、「にぎり」が行われたと認定すべき根拠となる証拠は得られなかったため、本第三者委員会の結論も、本件調査委員会の最終的な事実認定と同様となった。したがって、本件調査委員会が上記①及び②について万全な調査を行わなかった点は、本件調査委員会による最終的な事実認定に大きな影響を与えるものではなく、その調査の公正性・相当性を失わせるとまでの評価はできないと考えられる。

(2) 検討内容

ア 本件調査委員会が行った調査の内容

本件調査委員会が行った調査の内容・経緯は以下のとおりである。

(ア) 第一次調査

H25.8.21	時事通信社記者から協会に、Xと暴力団関係者について確認取材。事務局から会長及びA顧問弁護
----------	--

	士/コンプライアンス委員長に連絡。
H25.8.22	A 顧問弁護士/コンプライアンス委員長、C 監事、B 監事が調査をする方針を決定。
H25.8.25	本件調査委員会によるXヒアリング①
H25.8.30	協会による公益認定等委員会への報告①
H25.9.2	本件調査委員会によるXヒアリング②
H25.9.3	協会による公益認定等委員会への報告②
H25.9.5	A 調査委員長から協会（会長・副会長4名）への経過報告
H25.9.7	本件調査委員会が玉名カントリークラブにてXヒアリング③、支配人ヒアリング
H25.9.7	協会から時事通信にコメント
H25.9.9	協会から公益認定等委員会への報告③
H25.9.10	協会が臨時理事会開催し、懲罰諮問委員会開催を決定
H25.9.10	協会から公益認定等委員会への報告④ 公益認定等委員会から平成25年10月10日までの報告書提出要求受領 協会から文部科学省への報告①
H25.9.12	懲罰諮問委員会開催
H25.9.17	本件調査委員会による第一次調査報告書作成・提出 懲罰諮問委員会から協会に答申書提出
H25.9.17	協会が理事会で懲罰決定（X8か月間会員資格停止）

(イ) 第二次調査・第二次調査中間報告書提出まで

H25.9.18	A 顧問弁護士/コンプライアンス委員長、Yから自己申告受付
H25.9.20	A 顧問弁護士/コンプライアンス委員長、Yヒアリング①
H25.9.25	協会会長から正式にAコンプライアンス委員長、C監事、B監事に本件調査委員会として調査を依頼
H25.9.30	本件調査委員会によるYヒアリング② Y自筆陳述書受領
H25.9.30	時事通信から協会に質問状
H25.9.30	本件調査委員会によるXへの追加ヒアリング依頼（面談は拒否され、書面又は電話であれば可能との回答）

H25.10.1	協会から公益認定等委員会への報告⑤
H25.10.1	本件調査委員会からXに照会書送付
H25.10.2	協会から文部科学省への報告②
H25.10.2	熊本日日新聞でX・Yについての報道 協会からプレスリリース
H25.10.3	本件調査委員会によるXヒアリング③（電話）
H25.10.5	協会が臨時理事会開催、記者会見
H25.10.7	本件調査委員会によるXヒアリング④（電話） X陳述書受領
H25.10.7	協会・A調査委員長、警視庁訪問。謝罪、再発防止協力依頼
H25.10.8	本件調査委員会によるYヒアリング③ Y陳述書受領
H25.10.8	本件調査委員会による競技委員、協会職員ヒアリング（電話）
H25.10.9	本件調査委員会によるXヒアリング⑤（電話）
H25.10.10	本件調査委員会による第二次調査中間報告書作成・提出

(ウ) 第二次調査・第二次調査中間報告書後、同最終報告書提出まで

H25.10.10	協会から公益認定等委員会への報告⑥（報告書）
H25.10.15	本件調査委員会による競技委員2名ヒアリング（電話）
H25.10.16	本件調査委員会によるX代理人・Y代理人への照会書送付
H25.10.17	協会から公益認定等委員会への追加資料送付
H25.10.18	本件調査委員会による会員、協会職員からのヒアリング（電話。協会職員は2回目）
H25.10.19	本件調査委員会、X代理人から回答書受領
H25.10.21	公益認定等委員会から11月13日までの報告書提出要求受領
H25.10.23	本件調査委員会、Y代理人から回答書受領
H25.10.24	懲罰諮問委員会開催、協会に答申書提出
H25.10.24	本件調査委員会による最終報告書作成・提出
H25.10.28	協会が理事会で懲罰決定（Y・Xとも退会処分）

イ 本第三者委員会の評価の視点

そもそも、いわゆる企業不祥事の場面における調査の手法や調査について要求される水準や内容等を定める法令は存在しない。したがって、調査委員会としては、依頼企業・組織との間の委任ないし準委任契約に基づく善管注意義務等に規律され、誠実に調査業務を遂行する義務を負っている。

かかる調査委員会の実務について具体的に文章化したものとして大いに参考になるが前述の日弁連ガイドラインである。日弁連ガイドラインは、株主、投資家、消費者等のすべてのステークホルダーやこれらを代弁するメディア、ステークホルダーに代わって企業等を監督・監視する立場にある行政官庁や自主規制機関からの高まる要請も踏まえて、企業等から独立した委員のみにより徹底した調査を行って、対外公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性の回復を使命とする第三者委員会について、ベスト・プラクティスを整理している。

そして、この日弁連ガイドラインも、完全に独立した第三者のみによる第三者委員会以外の社内調査委員会や、独立の第三者委員に社内委員（社外役員等）が加わる混成タイプの委員会を否定するものではないと考えられるところ、純粋な第三者委員会以外の性格の調査委員会による適正な調査業務遂行を検討する際には、日弁連ガイドラインの内容について、当該事案の内容や具体的状況に応じて適宜修正・アレンジを加えて考慮すべきと考えられる^[1]。

このような観点から、本第三者委員会としては、本件調査委員会の調査過程の適正を検討するに当たっては、日弁連ガイドラインを基本的に意識しつつも、同ガイドラインに準拠する第三者委員会のみならず、社外・社内調査委員の混成調査委員会や社内調査委員会において、一般的にどのような調査を行うことが想定し得るかも含めて検討しながら、本件調査委員会の調査過程を検証する。

¹ 「シンポジウム企業等不祥事：第三者委員会の現状と今後の展望」NBL978号84頁等参照。

この点、企業等の不祥事調査は、調査開始段階、調査遂行段階、そして調査終結段階の3段階に区分して考えることができる。上記のような観点から調査の適正を検証するにあたってそれぞれの段階において検討すべき主要な項目は、以下のような事項であると考えられる。

【調査開始段階】

①調査の目的及び範囲の設定

- a 組織の経営層やガバナンス機構（取締役会、監査役会、社外役員等）との間で、十分な理解の合致と授権・受任関係があったか。
- b 調査の目的と、当該目的を達成するのに必要十分な調査範囲（調査対象項目）を適切に設定しているか。

②委員としての適格性

- a 構成委員の人数は十分か（日弁連ガイドラインは3名以上を原則とする。）。
- b 企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行うことが期待できる立場の委員によって構成されているか。企業、特に、調査対象者や現経営陣・執行部らとの間に、徹底した調査を躊躇するような特別な利害関係等が存在しないか。
- c 当該事案に関連する法令等に関する素養があり、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス等、企業等組織論に精通しているなど、企業等の不祥事調査に関する専門性を有しているか。
- d 調査担当委員が、事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等の基本能力を備えているか。

③調査期間の設定

- a 調査の目的及び範囲に照らし、適切な期間を設定しているか。

【調査遂行段階】

④対象資料

- a 調査に必要な資料を適切に確保しているか。
- b 資料をヒアリングの準備に活用しているか。

⑤ヒアリング

- a 調査に必要な人物から十分に事情を確認しているか。
- b ヒアリングについて適切な記録を残しているか。

【調査終結段階】

⑥調査終結の判断

a 不十分な調査のまま終結していないか。

⑦ 事実認定のあり方

a 証拠に基づき、経験則に基づく合理的な認定がなされているか。

b 組織防衛や現経営陣・執行部の保身等、不当な考慮が影響していないか。

⑧ 報告書の作成・公表等

a 調査結果について、組織や現経営陣・執行部に有利・不利を問わず、十分な記載がされているか。

b 調査の目的に照らし、調査結果について適切な情報開示の取扱いがなされているか（公表、当局への報告を含む）。

ウ 本第三者委員会による検討・評価

【調査開始段階】

① 調査の目的及び範囲の設定

a 組織の経営層やガバナンス機構（取締役会、監査役会、社外役員等）との間で、十分な理解の合致と授権・受任関係があったか

調査委員会は、第三者委員会であれ、社内・外混成委員会であれ、社内調査委員会であれ、いずれも法令等に根拠を有する強制力ある調査を行うことができる存在ではない。したがって、重要なのは、当該企業等組織との間での十分なコミュニケーションと相互理解に基づいて、適切な調査権限を付与されることである。

この点、本件調査委員会は、協会顧問弁護士であると同時にコンプライアンス委員長を務めるA弁護士、監事であると同時に同じくコンプライアンス委員に選任されたC公認会計士及びB弁護士から構成される。しかも、同委員3名は、調査開始時点で、協会のE会長から、本件調査について依頼を受けている。この時点では、迅速な調査・対応の必要性に鑑み、協会において理事会決議等の意思決定手

続はとられていないし、また、本件調査委員会と協会との間で、正式な調査に関する委任契約書その他の合意文書等は取り交わされていないものの、組織のトップとして業務執行につき代表権を有する会長が、上記の各役職に就いていて、公正かつ相当な調査が期待できる3名に対し、本件調査委員会の調査委員として本件調査の遂行を依頼していることから、組織と本件調査委員会との間には、十分なやりとり・確認と授権・受任関係が存在するものと認められる。

b 調査の目的と、当該目的を達成するのに必要十分な調査範囲（調査対象項目）を適切に設定しているか

本件調査委員会は、第一次調査においては、Xによる甲ら暴力団員との交際の事実を中心として、関連事実を調査した。本件調査は、当時協会の理事であったXについて、協会の会員倫理規程第7条（「会員は、暴力団又は暴力的あるいは詐欺的行為その他違法不当な行為を組織的、常習的に行うおそれある者と提携・協力して事業をし、あるいは、これらの者の利益のために名前や写真を利用させ、あるいは、これらの者と親密な協力関係にあるかのような印象を国民に与える行動をしてはならない。」とする規定）に違反する事実があるか、その他これに関連する事実があるかを調査範囲として進められた。

本件調査の端緒がマスメディアの取材であったこと、協会の公益社団法人としての公益性に照らし、本件調査委員会としての本件調査の目的は、上記の事項について早急に調査を行い、監督官庁である公益認定等委員会に適宜経緯等を報告しつつ、その示唆や指示に従うとともに、マスメディアに対しても適切に対応していくことを目指すものであったことが認められる。かかる目的や調査範囲は、組織内でのうやむやな調査や隠ぺいをもくろむ調査とは異なり、適正なものであったと認めることができる。しかも、本件調査委員会は、時事通信社から取材申込みを受けた内容

(ゴルフのレッスン及びゴルフ場予約の代行)のみにこだわることなく、取材で指摘されていなかったゴルフプレーを共にして謝礼を受領した事実についても主体的に調査対象としている経緯も存在する。

なお、協会として、この第一次調査の時点で、反社会的勢力との交際という問題についてあらゆる膿を出しきるという観点から、Xのみならず他の理事者や協会員全体についても、より網羅的、全体的な調査を行うということも、理論的には想定し得たかもしれない。特に、結果論として言えば、Xについての懲戒処分を決定した直後に協会の現役副会長であったYから暴力団との交際についての自己申告がなされ、その後の第二次調査が必要となった点に鑑みると、第一次調査の時点での調査目的や範囲の設定が狭すぎたのではないかという指摘もなされるかもしれない。しかしながら、調査における時間や作業能力等の制約、費用支出には合理的な根拠が必要なこと等からすると、まずは、一定の具体的疑問等が存在する事項から重点的に調査を行い、その調査の中で、他に関連する事情が存在しないかという観点も踏まえていくのが合理的な調査範囲の設定・遂行方法であると考えられる。

この点、本件調査においては、第一次調査報告書で、会員倫理規程違反の事実を認定する以外に、重要事実として、「他の会員の中にも暴力団関係者との交際を継続している者があり得るという懸念を払拭できるか疑問が残らざるを得ない」との指摘をし、さらに再発防止策の提言として、警察や暴力団対策センター等との連携等のほかに、理事者に対する誓約書提出要求、会員に対するアンケートの実施、コンプライアンス委員会活性化及び内部通報制度採用を指摘するなど、単にXの会員倫理規程違反の有無の調査にとどまらない観点からの調査・検討をしていることが看取される。

よって、本件調査委員会による第一次調査の目的及び範囲設定については、公正かつ相当なものであったと考える。

また、第二次調査については、基本的に、Yの自己申告にかかるY及びXについての第二事件の調査を主たる調査対象範囲として調査を進めているが、平成25年9月10日に公益認定等委員会から、事実関係の全体像等についての報告を求められるなどしていること等から、上記に厳密に限定することはせず、Y・X以外にも協会事務局員や競技委員や若手会員等についての事実関係を調査するなどしている。したがって、本件調査委員会による第二次調査は、協会としての公益性や第一次調査後、現役副会長による第二事件申告があったという経緯等を踏まえ、暴力団等との交友関係という本件について広く問題点を把握し、再発防止策を策定していくという協会としての自浄作用発揮の観点で、適正な目的及び範囲設定によって遂行されたものと認められる。

② 委員としての適格性

a 構成委員の人数は十分か。

本件調査委員会は3名の調査委員によって構成されており、日弁連ガイドラインが原則とする3名以上という人数に合致している。また、事務作業等については、協会の根本事務局次長が適宜調査委員会を補佐しており、構成人数の点で特に問題は認められない。

b 企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行うことが期待できる立場の委員によって構成されているか。企業、特に、調査対象者や現経営陣・執行部らとの間に、徹底した調査を躊躇するような特別な利害関係等が存在しないか。

検証項目①及び②について記載したとおり、本件調査委員3名は、中立・公正で客観的な調査を行うことが期待できる立場の委員であり、調査対象者であるX及びY、そし

て協会、現執行部との間に、徹底した調査を躊躇するような特別な利害関係等も認められない。

- c 当該事案に関連する法令等に関する素養があり、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス等、企業等組織論に精通しているなど、企業等の不祥事調査に関する専門性を有しているか。

検証項目②について本報告書第3の2(1)で論じたとおり、本件調査委員会の委員3名は、いずれも、本件のような不祥事等の調査実務や、企業の外部役員等の経験を多数積んでおり、十分な専門性を有していると認められる。

- d 調査担当委員は、事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等の基本能力を備えているか。

本件調査委員は3名とも、上記のとおり、調査委員会、社外役員等として多くの経験・専門性を有しており、かかる能力を十分備えていることは言うまでもない。

③ 調査期間の設定

- a 調査の目的及び範囲に照らし、適切な期間を設定しているか。

本件調査委員会は、当初第一次調査を開始した平成25年8月下旬の時点で、同年9月17日の定例理事会でのXの処分を決定することを想定し、それまでに調査を終了することをもって調査期間と設定している事情が認められる。

これは、調査対象事実や関連資料等に照らし、合理的な調査期間設定と認められる。

そして、第二次調査については、端緒となったYの自己申告を受けたのが同年9月18日であった。本件調査委員会としては、当初は当該自己申告には内部通報の側面もあ

るため、慎重な調査が必要として、同年10月28日の定例理事会に調査結果を報告した後に、懲罰諮問委員会を開催して処分を決定するというスケジュールを想定していたが、同年10月2日のマスメディアによる報道を受けて、これを繰り上げ、同月28日の定例理事会で処分を決定できるようにそれより前に調査を終了することを予定するに至った経緯が認められる。

本第三者委員会としては、本件調査委員会が第二次調査の調査期間を約1か月強と設定したことは、必ずしも不相当とはいえないと判断する。

この点、仮に本件調査委員会がこの約1か月強の間で、全協会員についての暴力団等反社会的勢力との交友関係の事実関係を調査し、処分の前提となる事実認定を行い、再発防止策を提言することまで調査の範囲としたのであれば、かかる調査期間設定が明らかに短いことは言うまでもない。

しかしながら、本件第二次調査はあくまでもYの自己申告に端を発した第二事件及びそれに関連する事実関係を対象とするものであるため、約1か月強という期間設定は決して短きに失するものではない。しかも、第二次調査最終報告書を見れば分かるとおり、本件調査委員会は、「第5再発防止策など」として、「PGA内部には同様の不祥事が今後も発生する危険性なしとしない。よって、更なる防止策などの強化改善が迫られていると言うべきであるから、この点については、追って報告に及ぶ」等と指摘している。そして、実際、翌11月下旬には、協会が「『暴排徹底宣言』の具体的実施について」と題する施策を打ち出した中で、A調査委員長が「特別聴き取り調査委員会」の委員長に就任するとともに、会員倫理規程違反の自己申告を推奨し、申告先及び内部通報の通報先としてA調査委員長の携帯電話及び電子メールも設定するなどして、本件第一次及び第二次調査で指摘した事項に基づく追加調査とも言える作業を継続しているのであり、翻ってみるに、本件第二次調査の調査期間が短きに失したということはないと考えられる。

【調査遂行段階】

④ 対象資料

- a 調査に必要な資料を適切に確保しているか。
- b 資料をヒアリングの準備に活用しているか。

本件調査委員会による調査においては、第一事件、第二事件を通じ、確認が必要と考えられる客観的資料（書証）の入手可能性に限界があり、特に暴力団関係者らとの交友に関しては、主としてX・Y本人や関係者らの供述に基づいて事実認定をせざるを得ないという制約がある。

本件調査委員会は、かかる制約の中でも、第一次調査では、第一事件の現場である玉名カントリークラブから、平成25年6月19日当日の来場者予約一覧表や予約システムデータを取り寄せて、Xへのヒアリングに活用しており（実際、Xは、同年8月25日にA調査委員長が最初のヒアリングを実施した際は、暴力団との交友の事実関係を一切否定していたが、予約一覧表等に基づく本件調査委員会の第2回ヒアリング（同年9月2日）では、一転、事実関係を認めるに至っている。）、必要な資料を取得・活用している状況が認められる。

なお、本件調査委員会は、X・Yのいずれについても、コンピュータや携帯電話、スマートフォン、電子メールアカウント等のデジタル・データは確認をしていないし、また、両人の銀行口座における資金の動き等の確認までは行っていないが、本第三者委員会としては、かかる調査を行わなかった点は調査として不十分とは言えないと評価する。というのも、本件は協会に損害を加えるような犯罪行為について調査するものではない上、そもそも一般的に、かかる調査手法は、協会の会員や役員等、業務上の行動についての調査を超えて、完全な私人としてのプライベートな領域への侵害となり得る調査である点で、かような情報を要

求すること自体が不適切となることもあり得るので、極めて慎重な考慮を要するためである。もちろん、業務上企業等が貸与するコンピュータや携帯電話、メールアドレス等であれば、事前に、不祥事の際にはこれらについて強制的に調査を行う旨の規程を設けておけば、プライバシー侵害等の問題なくかかる調査を行うことも可能と思われるが、本件ではそのような状況にもない。銀行口座については、なお一層プライバシーの性格が強いため、同意の下にその写しの提出を要求すること自体についてより慎重な考慮が必要となる。

⑤ ヒアリング

a 調査に必要な人物から十分に事情を確認しているか。

本件調査委員会が行ったヒアリング（電話聴取及び書面照会を含む。）の対象者や回数は、本報告書第3の3（2）ア（ア）記載の本件調査の経緯・内容記載のとおりである。

これに照らせば、必要と考えられる人物へのヒアリングは特段不足するものとは思われない（ただし、「にぎり」の認定に関する追加調査の必要性については、後述「4 検証項目④」記載のとおりである）。

b ヒアリングについて適切な記録を残しているか。

本件調査委員会は、大半のヒアリングについて録音の上、詳細な面談メモを作成しており、その過程に特に問題は認められない。

【調査終結段階】

⑥ 調査終結の判断

a 不十分な調査のまま終結していないか。

日弁連ガイドラインは、調査の過程によっては、当初設定した調査期間内に調査を終了することが困難となることもあるが、そのような場合に当初設定した調査期間に固執して、不十分な調査のまま調査を終了すべきではないと指摘する（脚注7）。

この点、本件調査委員会は、前述③のとおり、第一次調査の後、必要となった第二次調査を行い、さらに第二次調査の後も、事実上の追加・拡大調査を、A調査委員長が率先して行っているのであり、上記のような問題は認められない。

なお、この点に関して問題となり得るのは、いわゆる「にぎり」に関する事実認定について、調査不十分のまま調査を終結したのではないかという論点である。これについては、後に「4 検証項目④」及び「5 検証項目⑤」で詳述するとおりである。

⑦ 事実認定のあり方

- a 証拠に基づき、経験則に基づく合理的な認定がなされているか。

後に「4 検証項目④」及び「5 検証項目⑤」で詳述するとおりである。

- b 組織防衛や現経営陣・執行部の保身等、不当な考慮が影響していないか。

本件調査委員3名とも、協会、会長を始めとする現執行部、そして調査対象者であるY及びXとの間に、彼らの利益や保身に配慮する必要性も理由も一切認められない。むしろ、前述「2 検証項目②」記載の経歴等に照らし、独立的・中立的な立場にあると認められる。

実際、前述のとおり、協会や現執行部、Y及びXから、保身や利益保護のための何らの働きかけ等もなされていないし、本件調査委員会においてかかる考慮が働いたと認められる事情も一切認められない。A調査委員長は協会の顧問弁護士であるが、同時にコンプライアンス委員長でもあり、その発言の中にも、「あいまいな話では、マスコミにPGA自体が徹底的に叩かれるので、そういうことにしたくない」（9月2日Xヒアリング）等、協会として公正・適切な対応をしなければ、協会自体が社会からの信頼を失う（公益認定等委員会との間でも問題になる）という意識をもって厳正な調査に当たっていたことが窺える。

⑧ 報告書の作成・公表等

- a 調査結果について、組織や現経営陣・執行部に有利・不利を問わず、十分な記載がされているか。

日弁連ガイドラインは、「調査により判明した事実とその評価を、企業等の現在の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する」ことをもって、第三者委員会の独立性、中立性の指針としている（同第2部第2.2.）。この点、本件調査における第一次調査報告書は、協会役員の会員倫理違反の事実を明確に認定しているし、さらに、前述のとおり、重要事実として、「他の会員の中にも暴力団関係者との交際を継続している者があり得るといふ懸念を払拭できるか疑問が残らざるを得ない」との指摘までしている。また、第二次調査においては、中間報告書・最終報告書を通じて、Yの認識について、「甲が暴力団関係者であるとの認識がなかったとする弁解は、上記認定事実を全体的に考察すれば、著しく疑念が残ると言わざるを得ない」と評価している。

一方、金銭授受に関しては、一貫して授受があったこと自体は認定しているが、第二次調査中間報告書では暫定的とはいえ「にぎり」「賭けゴルフ」と認定していたのに第

二次調査最終報告書では「にぎり」に関する記述を削除し、これを「レッスン料又は謝礼と評価できる」と評価を変更している。この認定ないし評価の変更については、後に詳述しているとおり（40頁「カ 本件に特有の論点③」、52頁⑦参照）、懲罰諮問委員会での本件調査委員以外の懲罰諮問委員からの発言等が根拠となっている。この発言は、「にぎり」をする以上、賭け方のルールや金額、ハンディ等についてのより詳細な合意が存在しなければならないはずなのにそれが無いといった事実認定上の問題であり、例えば、「にぎり」と認定すると処分が重くなって問題となる、あるいは、賭けゴルフと認定すると犯罪成立等の問題になる可能性があるといった議論がなされたわけではない（本第三者委員会において、平成25年10月24日の当該懲罰諮問委員会の録音内容を確認している）。したがって、協会や現執行部にとって不利な事情であるとして報告書に記載しなかった等の事情は認められない。

ただし、同月24日（木）の懲罰諮問委員会から同月28日（月）の理事会まで十分な時間がない中で、第二次調査最終報告書を作成したためか、同報告書においては、「にぎり」行為の記述を削除する理由について「その後の調査結果に基づき」とのみ記載している点で、報告書における説明としては十分ではなかったと認められる。

- b 調査の目的に照らし、調査結果について適切な情報開示の取扱いがなされているか（公表、当局への報告を含む）。

日弁連ガイドラインは、ステークホルダーへの説明責任を果たすことの重要性という観点から、公表について、第三者委員会の設置に当たって調査スコープや調査結果開示時期を開示すること、第三者委員会の調査報告書を、原則として、遅滞なく、不祥事に関係するステークホルダーに開示すること、調査報告書の全部又は一部を開示しない場合には、企業等はその理由を開示すること等を定めている（第2部第1.2.）。

この点、本件調査委員会については、第一次調査開始時も第二次調査開始時も、それについて公表されていない。しかし、協会は、本件調査委員会の報告内容に基づき、再三にわたり公益認定等委員会に経緯や調査状況を報告しているし、本件調査委員会としても調査結果がすべて公益認定等委員会に報告されることを前提に調査を行っている。公益社団法人である協会にとって、ステークホルダーを代表する当局への報告は、説明責任を果たす最も直截な方法であったと評価できる。また、時事通信社からの取材にも対応しており、ウェブサイト等でただちに公表しなかったからといって、これをもって、不適切であったとは評価すべきではないと考えられる。特に、本件は暴力団幹部との交友をめぐる案件であることから、関係者の心理を慮れば、元々、公表には慎重に当たる必要のある事案でもあった。

エ 本件に特有の論点①：第一次調査において、結果として、Xの供述を引き出せなかったことが判明したが、調査過程に不十分なし不適切な箇所があったか

本件においては、第一次調査においては、結果として、第二事件にかかる供述は引き出せていない。

しかしながら、上記③ないし⑤において検証したとおり、本件調査委員会は第一次調査において、ヒアリングが可能な人物からのヒアリングを行い、現場にも出向き、予約表等必要な資料を入手してこれをヒアリングに活用するなど、可能な調査手法をひとつとおり行っていると認められる。本件調査委員会が確認した証言や資料以外には、XやYが自主的に申告しない限り、第二事件についての事実関係調査の必要性を窺わせる事情は認められない。

したがって、本第三者委員会としては、本件調査委員会は第一次調査において行うべき調査は行っていたものと思料する。

しかも、本件調査委員会は、第一次調査終了後にYから自己申告を受けた際、これを調査終了後として取り上げないのではなく、むしろ第二次調査を開始し、この中で、Xについても事

実関係を追加調査している。これは、調査過程として、むしろ合理的かつ適切であると評価される。

オ 本件に特有の論点②：当初から、又は第二次調査を開始する段階で、第三者委員会を組織すべきであったか

(ア) 問題の所在

本件については、協会が公益社団法人であること、反社会的勢力との交友という重大な問題が内容となっていること、しかも協会の副会長と理事についての問題であること、マスメディアからも注目されていること等の観点からは、日弁連ガイドラインに準拠するいわゆる第三者委員会を構成して、本件調査に当たるべきだったのではないかという指摘が考えられる。

この点については、第三者委員会を、Xの第一次調査開始時に組織すべきだったのではないか、また、Yからの自己申告を受けた第二次調査開始時に組織すべきだったのではないかという2つの時点について区別して検討する。

(イ) 第一次調査開始時に、第三者委員会を組織しなかった点について

本第三者委員会としては、第一次調査開始時に第三者委員会によらず、本件調査委員会という内部調査委員会によって調査を行ったことは適切であり、合理的な判断であったと評価する。

理由としては、前述したとおり、(1) 内部とはいっても、コンプライアンス委員長である弁護士、監事兼コンプライアンス委員である弁護士及び監事兼コンプライアンス委員である公認会計士という組織の執行部に対するガバナンスや牽制、法令等遵守の観点での取組みを推進する職業専門家による調査委員会が構成可能であったこと、(2) A調査委員長及びB調査委員は大型企業不祥事案件の経験が豊富であったこと、

(3) B調査委員は日弁連ガイドラインの策定にも関与すると同時に、反社会的勢力対応の専門家であり、協会においても正にその役割を期待され、遂行していたこと、(4) C調査委員は協会の公益認定手続で尽力するなど、公益的な観点からの中立・公正な調査が期待できること、(5) 第三者調査委員会でも内部調査委員会でも、調査に強制力がないことに変わりはなく、上記のとおり充実した調査委員による内部調査委員会の構成が可能であるのに、第三者委員会形式とするメリットに乏しいこと、(6) 協会と利害関係のない弁護士等の第三者委員に委託しようとする、その選任自体に時間を要するのが一般であり、しかも本件調査委員3名と同様かそれ以上の専門性を有する第三者委員を選任することには相当の時間を要することが予想されること、(7) 調査自体も、第三者委員会の場合、当該組織に対する基本的知識がないためかなりの時間を要することになること、(8) 本件調査委員らも述べるとおり、早急な調査が必須な状況であったこと(時間的遅れは協会における混乱等に通じ、本件について順序立った対応が困難になると考えられた点)、(9) それまで組織外部と何らの関連も有していなかった第三者が調査を行う場合、ヒアリング等において対象者に警戒心を惹起し、真実の供述や協力を引き出せずに調査の実効性が下がることも一般的にはまま想定され、関係者の供述が重要な本件でもこの懸念は重要であること等を指摘することができる。

実際、顧問弁護士及びコンプライアンス委員長として信頼を得られていたA調査委員長をはじめとする調査委員3名が第一次調査を率先して適正に行っていたからこそ、それに対する一定の信頼を前提として、Yからの自己申告を引き出して、第二次調査等へと継続させることができた面があると評価することが可能でないかと考える。

(ウ) 第二次調査開始時に、第三者委員会を組織しなかった点について

第一事件に関するXへの処分の終了後、平成25年9月18日に、Yの自己申告により同人及びXに関する第二事件について第二次調査を開始した際には、これにより第一事件においてXが不祥事に関する全てを申告していなかったことが判明したこと及び現役副会長が調査対象者であるという事案の重大性等に鑑み、この時点以降の調査について、一般的に、内部調査委員会よりも専門性と独立性が高いといわれる第三者委員会方式による判断をすべきであったとする指摘もあり得るところである。

しかしながら、本第三者委員会としては、この点についても、第三者委員会を組織せずに本件調査委員会が調査を継続したことは適切であり、合理的な判断であったと思料する。

その理由は、(1) 上述したとおり本件調査委員会の調査委員3名の専門性や経験等に鑑みると、内部調査委員会とはいっても、第三者委員会と同等かそれ以上の質とスピードでの調査が期待できたこと、(2) この時点で第三者委員会に切り替えても、重複した調査がなされるなど非効率や混乱があり得る一方、第三者委員会も強制力を持たない点では内部調査委員会と変わらず、第三者委員会に切り替える特別の意味を見い出せないこと、(3) Yからの自己申告が得られたことは、第一次調査が機能していなかったことを意味するのではなく、むしろ内部調査委員会であったために、その信頼関係に基づき申告を引き出すことができた面があると評価できること等である。

カ 本件に特有の論点③：本件調査委員会の委員3名が懲罰諮問委員会の委員を兼任したことに問題はなかったか

協会の懲罰手続規則第4条は、懲罰諮問委員会の構成について、委員長1名は協会の顧問弁護士とし、副委員長(2名以内)は監事、委員(3名以内。ただし、懲戒対象会員が複数の場合は3名を超えることができる。)は、東・西日本地区代議員各1名、懲戒対象会員の在籍地区の代議員1名とする旨定めている。この規定に基づき、本件調査委員会のA調査委員長は懲罰

諮問委員会の委員長を兼ね、C調査委員及びB調査委員は懲罰諮問委員会の委員を兼ね、実際、平成25年9月12日及び10月24日に開催された懲罰諮問委員会にはいずれも出席した。この点は、本件調査委員会の調査過程の公正・相当性の検証に関して、処分を事実上決定する立場の者が調査を担当することによって、「想定した（望ましい）処分に向けた、結論先にある調査や事実認定となっていないか」という指摘がありうる点であるので、この点について検討を加える。

具体的には、第二次調査における「にぎり」行為の認定に関して、同年10月24日の懲罰諮問委員会を開催した時点までは本件調査委員会として、第二次調査中間報告書記載のとおり、「にぎり」行為があったとの評価をしていたにもかかわらず、同懲罰諮問委員会でのやりとりを根拠として、同日付け第二次調査最終報告書では「にぎり」行為は認定できないと評価が変更されている。このような経緯は、本件調査委員会としての調査及び認定事実に基づいて、懲罰諮問委員会を開始し、議論・検討を行った上で、協会に答申を行うという流れとは異なると評価される。

この点、本第三者委員会において同懲罰諮問委員会の録音記録を確認し、また、本件調査委員3名及び懲罰諮問委員として出席したD委員（以下「D懲罰諮問委員」という。）へのヒアリングを実施したところによれば、実態としては、本件調査委員会が、懲罰諮問委員会での、本件調査委員会の委員を兼務する3名以外の懲罰諮問委員からの発言や議論も、調査の一環として考慮・検討していた経緯を認めることができる。この点については、事実調査と懲罰諮問の手續が峻別されていなかったという側面は否定できないものの、他方で、本件に関連するあらゆる事実関係を調査対象とすることによって、可能な限り公正で妥当な事実認定を行うべきという本件調査委員会の調査のあり方を考えると、懲罰諮問委員会での発言や議論も本件調査の一部として事実認定を行った本件調査委員会の態度も不当と評価することはできない。むしろ、こと「にぎり」に関しては、懲罰諮問委員会で得られた新たな証言を（それも、プロゴルファーである懲罰諮問委員らからの指摘を）、調査の対象とせず

に第二次調査中間報告書での認定にこだわったとすれば、その方が不自然かつ不合理と評価される。したがって、本第三者委員会としては、上記経緯は、本件調査委員会としての一種の合理的な追加調査であった旨評価する。

また、懲罰諮問委員会において、例えば、「にぎり」を認定すると協会にとって問題ではないか、あるいは、処分が重くなり過ぎて酷ではないか等、まず処分を想定し、それに合わせて調査委員会の事実認定を処分が軽くなる方向に歪めるといような事情があれば問題であるが、本第三者委員会による懲罰諮問委員会の録音記録の確認、本件調査委員3名及びD懲罰諮問委員へのヒアリングにより、そのようなやりとりはないことを確認済みである。

キ 本件に特有の論点④：Yが第二事件の当時、甲らを暴力団員であると認識していたかについて、十分な調査がなされたか

後述（「4 検証項目④」）のとおり、本件調査委員会によるヒアリング等においては、Xに対し、この点についての明確な質問等がなく、やや調査が不足していると考えられなくもないが、前述のとおり、事実上本件調査の一環となっている平成25年10月24日の懲罰諮問委員会において、Xが明確に、Yの上記認識を否定しており、結論として調査が不十分であったとは認められないと思料する。

ク 本件に特有の論点⑤：「にぎり」の認定変更に関して

後述（「4 検証項目④」）のとおり、本件調査委員会は、「にぎり」に関する具体的な合意等の事実関係の詳細な確認を尽くさないまま、第二次調査中間報告書で「にぎり」行為を認定した点、また、第二次調査最終報告書において、同「にぎり」行為の認定を撤回し、レッスン料又は謝礼と評価を変更したことにつき追加調査の余地があった点については、本件調査委員会の調査過程に相当とは言えない面があったものと評価すべきである。

しかしながら、後述（「4 検証項目④」及び「5 検証項目⑤」）のとおり、本第三者委員会としての独自追加調査の内容も踏まえると、結論としては、「にぎり」行為を否定した本件調査委員会の最終的な判断は合理的であったと考えられ、その意味で、上記の「にぎり」に関する認定とその変更の経緯は、全体としての調査の相当性を覆すほどの重大性はないと評価する。

4 検証項目④：「調査委員会の認定事実は客観性を有している」と認められるか」について

（1）事実認定について

事実認定は、言うまでもなく証明力のある証拠によって裏付けられたものでなければならない。

そして、刑事事件においては、犯罪事実を認定するためには、合理的な疑いを容れない程度の証明が必要とされ、強制力をもって不利益な処分を科する手続き、行政処分や懲戒処分においても、処分対象者に不利益な認定をするには、これと同様の高度の証明が求められる。

本件においても、公益社団法人としての協会が行う懲戒処分が、事実上プロゴルファーとしての資格を奪い、または、これを制限する効果を有するもので、処分を受ける者にとっては、社会的地位を喪失し、あるいは社会的信用を低下させ、それまでと同様の社会生活を営むことができなくなる性質のものであるから、懲戒処分の前提となる不利益な事実を認定するには、刑事事件に匹敵するレベルの証拠の裏付けが必要である^[2]。

² なお、日弁連ガイドラインは、「不祥事の実態を明らかにするために、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができる」としている（第2部第1. 1. (2)②）。実際、本件調査委員会が、Yが甲らが暴力団員であったことを認識していたかについての認定は、このような考え方に近いと思われる。ただし、これについては、第二次調査最終報告書に記載されるとおり、会員倫理規程第7条の規定上、「暴力団らしい」との認識があれば、反社会的勢力としての認識として同条違反の主観面としては足りると考えられるとい

そのような観点を前提に、以下、本件調査委員会の事実認定の客観性を検証する。

(2) 第一事件についての検討内容

ア 本件調査委員会が認定した事実

本件調査委員会は、第一事件に関する第一次調査報告書において、会員倫理規程違反に該当する事実として、

「X会員は、現職の理事でありながら、平成25年6月19日、熊本県所在のゴルフ場において、指定広域暴力団会長甲と一緒にI Nコース9ホールのゴルフプレーを行い、数万円程度の謝礼を受領したと認められる。

なお、X会員の弁解によれば、甲と知り合ったのは平成23年11月頃であったが、暴力団会長であると認識したのは平成24年4月頃であり、それ以降の付き合いは自粛していた。

しかし、上記日時に甲がスタートの予約もなくゴルフ場を来訪してきたために、X会員は、深く考えもせずに、ゴルフプレーを伴にしたと認められる。」

との認定をした上で、この行為が、「協会の定款に基づく会員倫理規程第7条および12条に違反すると認められるから、同規定の第14条に定める懲罰の対象になる」としている（第一次調査報告書3）。

イ 調査の経過及び証拠関係

この調査の経過は、前述のとおりであり、この事実認定に供された主な証拠は、次のとおりである。

う事情がある。日弁連ガイドラインも指摘するとおり（脚注4）、仮に灰色認定を行う場合にはその影響にも十分配慮する必要がある。

- ① 平成25年9月2日に行われた本件調査委員会によるX本人に対する聴取の結果（「X理事との面談メモ」）
- ② 同月7日に行われたA調査委員長によるX、F会員及び玉名カントリークラブG支配人に対する聴取結果（「X理事、F会員、玉名CC・G支配人との面談メモ」）
- ③ 玉名カントリークラブのスタート表（[来場一覧表]・2013年6月19日付）
- ④ 同カントリークラブ予約システム電子データ

ウ 事実認定の合理性

(ア) Xが、前記日時場所において、甲らとゴルフプレーをし、その際数万円の謝礼を受領した事実について

この点については、Xも認め、証拠上明白であって、認定上の特段の問題は存しない。

(イ) ゴルフを共にするに至った経緯について

この点については、第一次調査報告書には、Xと甲との間に事前に約束はなかったが、来場した甲とゴルフプレーを共にすることとなった旨簡潔な記載がなされているのみであるが、上記証拠関係を検討すると、その経緯は以下のようなものと認められる。

- ① 平成25年6月19日、Xは、F及び研修生2名と共にラウンドする予定でいたが、スタート前に、甲らが来場した。
- ② 玉名カントリークラブでは、キャディーなしで回るいわゆるセルフプレーは一切認めていないところ、当時、甲らにつけるキャディーがいなかった。
- ③ そこで、Fをキャディーとして、甲、X及び研修生1名で回り、乙は、次の組でもう1名の研修生をキャディーとして回ることとなった。

このような経過は、Xの供述のみでなく、Fの供述やスタート表にも裏付けられたものであるから、Xと甲の間に事前の約束はなかった旨の本件調査委員会の認定に誤りはないと考えられる。

(ウ) 第一次調査と第二事件の関係

Xについては、その後、第二事件の甲らとの飲食及びゴルフが発覚しており、結果的には、第一次調査において、第二事件を洗い出すことをできなかったことは、残念なことである。

Xが甲に上記のような融通を利かせて共にゴルフをしていること、外にもXが甲にレッスンをしてやっていること、X自身が「ヤクザだけどゴルフくらいいいじゃないかという気持ちはあった。」などと述べていることなど、第一次調査に現れた事情からも、両名の親密な関係が疑われるところである。

本件調査委員会も、そのような観点から、Xとの面談において甲らとの関係を確認するのに加えて、玉名カントリークラブで甲がプレーした際の過去の電子データを取り寄せるなど、必要な調査は行っている。

しかし、Xが自ら申告しない限り、他の飲食やゴルフをともにした事実の端緒を掴むことは極めて困難であって、本件調査委員会において、第二事件の事実を把握できなかったことはやむを得ないところと考えられる。

(3) 第二事件についての検討内容

ア 本件調査委員会が認定した事実

(ア) 第二次調査最終報告書の認定事実

本件調査委員会は、Yが、平成25年9月18日に協会のA顧問弁護士に申告または通報した暴力団会長甲との交際状況、すなわち、①平成25年3月14日、Xと一緒に、甲らと飲食をともにしたこと、②同年4月27日、北九州市所在の九州ゴルフ倶楽部八幡コースにおいて、Xと共に、甲らとゴルフプレーをしたこと、③同年6月18日、阿蘇ゴルフ倶楽部赤水コースにおいて、Xとともに、甲らとゴルフプレーをしたことを、いずれも事実と認定した（第二次調査最終報告書）。

その上で、Y及びX双方について、いずれも会員倫理規程等に違反しているとして、懲罰諮問委員会にその処分について諮問することが相当との結論を導いている（なお、Xについてはその旨明記されてはいないが、記載内容からかかる趣旨と解される。）。

（イ） その他判明した事実として認定された事実

また、本件調査委員会は、これら懲戒処分の対象となる事実と併せて、「その他に判明した事実」の中で、本件調査委員会が第二次調査中間報告書において、「Y・Xらは甲らといわゆる「にぎり」行為を行い、YとXは各自5万円の現金を手にした。」とした調査結果を訂正し、両会員がホールアウト後に甲から受領した各5万円の現金は、「レッスン料または謝礼と評価できる。」と認定した。

（ウ） Yによる甲らについての認識について

さらに、Yが、甲らを暴力団会長等であったことを認識したのは平成25年6月30日ころであると申告していた点については、Yに、反社会的勢力との認識はあったと評価せざるを得ないとし、かかる者との交際を会員倫理規程に抵触するものと認定している。しかし、暴力団関係者であるとの認識がなかったとする弁解は、著しく疑念が残るとしつつも、認識があった旨の積極的な認定をするには至っていない。

イ 以上の認定についての証拠関係

第二事件についての本件調査委員会による調査の経過は、以上のとおりであり、これらの事実認定に供された主な証拠は、次のとおりである。

- ① 平成25年9月30日の本件調査委員会によるYとの面談の結果
- ② 上記面談の際、Yから提出されたレポート
- ③ 同年10月3日のA調査委員長によるXからの電話聴取結果
- ④ 本件調査委員会からの照会に対するX作成の回答書面
- ⑤ 同月7日のA調査委員長によるXからの電話聴取結果
- ⑥ 同月8日の本件調査委員会によるYとの面談の結果
- ⑦ 同日付Yの「ご報告」と題する書面
- ⑧ A調査委員長による事務局員Hからの電話聴取の結果
- ⑨ A調査委員長による競技委員Iからの電話聴取の結果
- ⑩ 同月9日のA調査委員長によるXからの電話聴取結果
- ⑪ 同月15日のA調査委員長による競技委員Jからの電話聴取結果
- ⑫ 同日のA調査委員長による競技委員Kからの電話聴取結果
- ⑬ A調査委員長によるFからの電話聴取の結果
- ⑭ 本件調査委員会からの照会に対するX代理人弁護士Lからの同月19日付回答書
- ⑮ 本件調査委員会からの照会に対するY代理人弁護士M外1名からの同月23日付回答書
- ⑯ 同月24日付Yの「ご報告」と題する書面

ウ 事実認定上の問題点

上記の認定事実のうち、Y及びXが、甲らと飲食やゴルフプレーを共にした客観的事実は、両人も認めるところであり、本件調査委員会の事実認定に特段の問題はない。

しかし、上述のとおり、本件調査委員会が、第二次調査最終報告書で第二次調査中間報告書の認定を変更した、九州ゴルフ倶楽部八幡コース（以下「八幡コース」という。）でのゴルフプレーの際、両人が甲らから受領した各5万円の現金の性質、また、本件調査委員会が、疑念が残るとしつつも積極的に認定するには至らなかったYの甲らが暴力団関係者であることの認識の有無については、再度、検討する必要があるものと思料される。

以下、これらの問題点について検討する。

エ Yの甲らについての認識について

(ア) 第二次調査最終報告書の認定

本件調査委員会は、第二次調査最終報告書において、平成25年3月14日の食事会の際、Yが、「暴力団関係者であるかもしれないとの疑念を有していた」との認定はしているが、積極的に暴力団関係者であることの認識を有していたとまで認定するには至っていない（第二次調査最終報告書第3（2））。

(イ) Yの主張とそれに関する評価

上記の証拠関係を検討するに、Yは、調査の過程で一貫して、甲らが暴力団関係者であるのを知ったのは、平成25年6月末に甲が偽名でゴルフプレーをして詐欺で逮捕された旨の新聞記事を見た時で、それ以前は知らなかった旨弁解している。

この点について、甲らをYに紹介したXは、八幡コースでのゴルフプレーの際、ゴルフ場の支配人には甲らが暴力団関

係者であることを告げたと述べる一方、Yにその事実を知らせたとの供述は認められない。

また、A調査委員長が電話聴取した同年4月27日の飲食の際同席した他の競技委員や職員らは、いずれも甲らが暴力団関係者であることを知らなかった旨述べ、Yがこれを知っていたことを窺わせる供述も認められない。

このように、上記証拠関係によれば、Yの弁解を覆して、同人が甲らを暴力団関係者である旨認識していたことを認定するに足る証拠はなく、疑念は残るが暴力団との認識を有していたとまでは認定できないとした本件調査委員会の結論は、合理的なものとして是認できる。

(ウ) 本第三者委員会による調査

なお、前掲関係書類を検討するも、本件調査委員会の調査では、Xに対して、Yのこの点の認識に関する明確な質問がなされた記録が認められず、調査にやや不足な点があったのではないかと観点から、本第三者委員会において、調査経緯の検証を行い、その中で、同年10月24日の懲罰諮問委員会での審議の録音を再生して聴取したところ、同委員会における委員とXとの質疑の中において、Xが、Yのこの点についての認識を明確に否定していることが確認された。

また、念のため、本第三者委員会からX代理人への照会の中で、この点についての回答を求めたところ、「Y氏に対し、甲らが暴力団関係者である旨話をしたことがあるか。ある場合、その時期はいつか。」との問いに対し、Xは、「Y氏に、甲らが暴力団関係者であると話したことはありません。」と回答した。

また、Yの代理人に対しても、改めて上記の点の回答を求めたところ、平成25年6月末に初めて認識したとの回答に変更はなかった。

(エ) 小括

以上の次第で、本第三者委員会としても、Yが、本件飲食ないしゴルフプレーの際、甲らが暴力団関係者であることを認識していたものと認定するには至らなかった。

オ 「にぎり」について

(ア) 本件調査委員会の認定の問題点

前記のとおり、本件調査委員会は、Y及びXが、八幡コースで甲らから受領した現金について、第二次調査中間報告書では「にぎりを行って得たもの」と認定したが、その後の第二次調査最終報告書では、これを「レッスン料ないし謝礼」と変更した。

ゴルフプレーをする者同士が、その勝敗に金品を賭けるいわゆる「にぎり」を行った場合、刑法の賭博罪に該当する可能性があり、その場合、刑法犯を犯したこと自体が独立して懲戒事由になりうるのであるから、その行為の存否の判断は、十分な調査の上で、慎重に検討されなければならない。

(イ) 「にぎり」行為と賭博罪

① 刑法上の賭博罪（刑法第185条）の構成要件は、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」というものである。

この但書の趣旨は、賭博行為に該当するような行為であっても、単に一時的な娯楽のために費消する物を賭けたに過ぎないような場合には、その程度の軽微性又は社会的相当性のために違法性が阻却されるとするものであるというのが通説的見解である。

そして、金銭については、「一時の娯楽に供する物」に当たらないというのが一般的な解釈であって、たとえ即時に飲食するための費用であればこれに当たりうるとの考え方を取ったとしても、本件で問題となっている5万円という

金額は「一時の娯楽に供する物」に当たらないことは明らかであり、仮に、本件で授受された金員が、「にぎり」に勝って得られたものだとしたら、但書の適用の余地はないものと思料される。

- ② また、賭博罪が成立するには、勝敗が偶然の事由によって左右されるものであることが必要で、最初から勝敗が明らかな場合には、賭博とはなりえない。

(ウ) 証拠関係及び本件調査委員会による検討の経緯

- ① Yが、平成25年9月30日の本件調査委員会との面談時に提出したレポートには、八幡コースでのプレー時に甲からレッスン料5万円を受領した旨の記載があったが、その日の面談において、その点の確認を求められ、B調査委員からの「実際はレッスン代ではなく、にぎりで勝ったということではないか。」との問いに対し、「そうです。」と答えて「にぎり」であったことを肯定した。これに対して、赤水コースでのプレー時に受領した10万円については、面談においても、レポートに記載されたとおり、レッスン代である旨述べた。
- ② Xは、同年10月5日付の回答書において、八幡コースにおいて「にぎり」をしていたことは間違いのない旨記載している。
- ③ ところが、Yは、同月8日の本件調査委員会との面談時に提出した同日付「ご報告」と題する書面には、再度、八幡コースで受領した現金はレッスン料である旨記載して提出した。
- もっとも、同日の面談では、レッスン料であったとの主張を強くはせず、「自分でもあやふや」と述べ、「Xがベストと言ったような気もする。」と「にぎり」であることを裏付けるかの供述もしている。
- ④ そして、本件調査委員会は、同月10日、公益認定等委員会に調査経過を報告するにあたり、その時点での証拠関

係をもとに暫定的な内容の第二次調査中間報告書を作成したが、その中において、八幡コースでの出来事について、「Y・Xらは甲らといわゆる「にぎり」行為を行い、YとXは各自5万円の現金を手にした。」と認定した。

- ⑤ その後の調査において、この点については特段の調査が行われず、同月16日付の本件調査委員会からYの代理人弁護士及びXの代理人弁護士に宛てられた書面による質問状においても、この点についての質問はなされておらず、当然、これに対する各代理人からの回答も、この点には一切触れていない。
- ⑥ Yから、同月24日付の「ご報告」と題する書面が提出され、それには、八幡コースで「にぎり」はしていないこと、「にぎり」であれば、ホールごとに集計しなければならないところ、そのような集計には関与していないこと、5万円はレッスン料との認識で受領したこと等が記載されていた。
- ⑦ 同日に懲罰諮問委員会が開催され、その際、資料の1つとして、本件調査委員会の報告書案も配布されたが、それには、第二次調査中間報告書同様、八幡コースにおいて、両会員が「にぎり」行為を行ったとの記載がなされていた。
同委員会の審議の中で、上信越地区選出の代議員であるD懲罰諮問委員から、スタート前に具体的な賭け金額を決めていた事実が認められないから「にぎり」ではないとの意見が述べられ、他の代議員である委員3名も、この意見に賛同した。そして、審議の結果、懲罰諮問委員会としては、上記金員は、むしろレッスン料ないしプレー同行の謝礼としての意味合いと解するのが妥当との結論に達した。
- ⑧ これを承けて、本件調査委員会は、八幡コースで授受された金員をレッスン料とする旨の変更を加え、更に、「中間報告における「にぎり」行為に関する記述は削除する。」との記載を加えた第二次調査最終報告書を作成した。

(エ) 上記検討経緯の問題点

- ① およそ、賭けゴルフである「にぎり」が成立するためには、まず、様々にある「にぎり」の方法のうちどれを行うか、次いで、その場合のレートすなわち賭け金額、更には、ハンディをどうするかを決めなければならないところ、本件においては、それがいずれも明らかでない。

たしかに、「にぎり」の方法が「ベスト」であったことを窺わせる供述はあるものの、それ以上に賭け金額やハンディを決定した形跡は全く認められない。

D懲罰諮問委員らによるスタート前に賭け金額が決まっていないう以上「にぎり」ではない旨の指摘はもつともであり、「にぎり」であることに、そのような合理的な疑いを差し挟む余地がある以上、前述した事実認定の原則に照らせば、「にぎり」であるか否かのYの供述が揺れているにもかかわらず、「にぎり」の内容を具体的に明らかにする証拠の収集ができていないまま、賭博に当たる「にぎり」行為があったものとした本件調査委員会の第二次調査中間報告書の認定は、暫定的な認定であったとしても、相当でなかったと言わざるを得ない。

- ② 本件調査委員会は、調査の過程で、「にぎり」かレッスン料かについてのYの供述が揺れており、必ずしも一貫したものではないのであるから、この点を明らかにするためには、Xから、「にぎり」の方法、賭け金の額及びハンディの有無について聴取すべきであったが、Xに対してかかる具体的な質問をした形跡はない。

また、本件調査委員会は、Yとの面談において、Yが「にぎり」ではなくレッスン料であったと主張を変更した点を厳しく追及したが、Yがレッスン料であるとの主張を撤回したかの供述をした時点で質問を終了し、「にぎり」の具体的な内容についての質問をしていない。

本件調査委員会は、当時、むしろ「にぎり」であるとの強い心証の下に、結論的に「にぎり」を行ったことを認めさせるための追及に力点を置いた余り、「にぎり」を裏付ける客観的な事実関係を明らかにする姿勢が不十分であったと言わざるを得ない。

- ③ 本件調査委員会は、懲罰諮問委員会でのD懲罰諮問委員からの指摘を受けて「にぎり」の認定を撤回し、直ちにレッスン料であったと認定しているが、Xは「にぎり」であったことを認め、Yも一貫はしていなくとも「にぎり」であったことを認める供述もして、「にぎり」であることの疑いが払しょくされたわけではない。ことが賭博罪に当たる行為があったか否かという重大問題であるから、上記のとおり、調査に不十分な点があった以上、改めて、この点についての追加調査を行う必要があったのではないかと思料される。

(オ) 本第三者委員会における検証

- ① 本第三者委員会においては、「にぎり」が行われたか否かを検証するため、以下のような追加的な調査を行った。
- a D懲罰諮問委員との面談
 - b Y及びXの各代理人に対する質問状の送付
これに対して、平成26年2月10日付でYの代理人弁護士から、同月11日付でXの代理弁護士から、それぞれ書面による回答を得た。
 - c Xからの電話による事情聴取
 - d Yとの面談（Yの代理人弁護士立会い）
- ② D懲罰諮問委員は、上記面談において、本件が「にぎり」とは認められない理由について、懲罰諮問委員会で指摘した賭け金額が決まっていないことに加えて、賭けの方法が明確でないこと（たとえベストだとしても、勝敗が決しなかったホールについては次のホールに持ち越すか否かの決めは必要）、ハンディが決まっていないことを挙げ、さらに、そもそも、プレーから上がって来た際にプロ2人が5万円同額を受け取っている点がホールごとの勝敗を決めるベストの「にぎり」としては不自然で、最初からレッスン料だと思っていた旨述べている。
- ③ 次に、Yは、上記代理人弁護士からの回答書において、ベストでという話は出たがこれに応じておらず、甲らと

「にぎり」をしたことはない旨回答し、本第三者委員会との面談においても、「にぎり」はしておらず、5万円はレッスン料として受け取ったと理解していた旨述べた。

- ④ また、Xは、上記代理人弁護士からの回答書において、
- a 甲らが「ベストをしましょう。」とは言ったが、ハンディもないベストでプロが負けるはずがなく、「にぎり」でお金をもらうつもりはなかった。
 - b 5万円は、ベストの結果として受け取ったのではなく、レッスンフィーとして受け取った。
 - c Yとの間では、「にぎり」について、何の取り決めもしていない。

などと回答し、本第三者委員会からの電話聴取に対して、上記回答を前提にして、「事前に詳細なルールや点数を決めたことはなかった。」と述べた。

(カ) 結論

本第三者委員会において、本件調査委員会の調査に供された証拠に、上記本第三者委員会の調査結果を加えて検討した結果によっても、次のとおり、八幡コースにおいて、Y及びXが、賭博罪に当たる「にぎり」すなわち賭けゴルフを行ったと認定することはできない。

たしかに、八幡コースにおけるスタート前、「ベストで」という競技方法の提案が甲らからなされた可能性が高い。
しかしながら、

- ① Yがこれを了解したとの証拠がない。
- ② 賭け金額が決められた形跡がない。
- ③ プロとアマチュアとの「にぎり」であるのにハンディが決められていない（仮にハンディを決めないで、ベストでの「にぎり」を行ったとしたら、プロであるY及びXが勝つことは最初から決まっていたと言っても過言ではなく（公知の事実として、Yは過去に日本の男子プロゴルフツアーの賞金王となった実績がある。）、その場合、前記のとおりもはや賭博には該当せず、むしろ、ベ

ストをやって負けたという形を取りながら甲らが実質レッスン料を支払ったと見るのが自然と思われる。)

- ④ YもXもホール毎の勝敗をチェックしていた形跡がない。
- ⑤ YとXが受け取った金額が、いずれも5万円という切りのいい金額であることは、ベストの清算としてはやや不自然である。すなわち、ベストにおいては、4人のプレーヤー各自が1ホール負けた場合にいくら負担するかを決め、これを18ホール行うのであるから、その結果、2名が丁度5万円ずつ勝つということは、稀なことと思われる。
- ⑥ 上記金額は、プロゴルファーがアマチュアとラウンドした時のレッスン料ないし謝礼としても、合理的な範囲の金額である(本第三者委員会の調査に対し、Yは、自らのレッスン料の相場として1回10万円前後、他の若手プロの場合3ないし5万円程度と供述した)。

などの点から、レッスン料として受け取ったとのYらの弁解を覆して、「にぎり」行為があった旨を認定することは困難といわざるをえない。

5 検証項目⑤：「黙示の合意が成立する間柄とは認められないと言えるか」について

(1) 公益認定等委員会から協会への指摘事項

協会は、公益認定等委員会に提出した報告書の中で、「頻繁にプレーするパートナー間でありながら、黙示の合意により「にぎり」が成立することもあり得ると思いますが、本件では甲等とX元会員、Y元会員の4者の関係においては、そこまでの人間関係は認められない」としている点について、同委員会から、「元理事は暴力団の甲にワンポイントレッスンを10数回行い、元副会長は暴力団の乙とゴルフ談議など電話で他愛のないやり取りを15～16回行っており、また甲は、2年～2年半の間に35～4

0回ゴルフ場を訪れ、理事が予約を代行している場合もあったとされている。にもかかわらず、黙示の合意が成立する間柄とは認められないと言えるのか。」との指摘を受けた。

よって、以下、この点について検討する。

(2) 各人の交際状況

ア Xについて

Xは、上記公益認定等委員会が指摘する報告書の記載のとおり、八幡コースでのゴルフプレー以前から、玉名カントリークラブに来場した甲にワンポイントレッスンをしたり、甲らの予約を代行するなどしてやる関係にあった。しかし、八幡コースでのゴルフプレー以前には、甲らとゴルフプレーを共にした事実は、認められない。

イ Yについて

Yは、平成25年3月14日、佐賀市内で飲食したのが、甲らとの初対面であった。

この時以後、八幡コースでゴルフプレーをするまでの間、乙とは、電話でゴルフ談義などをした可能性はあるが、甲と接触した事実は認められない。

(3) 結論

上記の交際状況を前提に検討するに、八幡コースでのゴルフプレー時において、スタート前に何ら明確な確認をするまでもなく、黙示に「にぎり」の合意が成立するような人間関係が形成されていたとは、認められない。

すなわち、かかる黙示の合意は、それ以前繰り返しゴルフプレーを共にしていた者の間では十分に成立する可能性はあるが、Yは、甲らとはそれまで1度飲食店で会ったのみで、その後、乙とは電話で会話をした可能性はあるとはいえ、甲とは何らの接触も

なく、共にラウンドした経験どころか、ゴルフ場で甲らと会うことさえこの日が初めてであった。また、Xにしても、玉名カントリークラブにおいて、甲らと度々接触し、甲にはレッスンもしてやっていたとはいえ、それまでゴルフプレーを共にした事実を認定することはできない。

このような点から、八幡コースにおけるゴルフプレーの際、Y、Xと甲らとの間に、黙示に「にぎり」が成立するような人間関係が形成されていたとは認められない。特に、上記4（カ）記載のとおり、「にぎり」が成立するためには、いくつもの具体的な合意（取決め）が必要である以上、仮に一定程度親しい人間関係が認められ得るとしても、それだけで「にぎり」に関する黙示の合意を認定することには無理がある。

6 参考事項

上述の本第三者委員会としての追加調査の過程で、Yから（代理人弁護士立会下でのヒアリング及び代理人弁護士を通じた書面・電話での回答により）、次のような供述が得られた。

X及びYは、平成25年6月18日、阿蘇ゴルフ倶楽部赤水コースで、甲らとプレーをしたが、同日はその4人でともに食事を取り、ゴルフ場周辺のいずれかの旅館に宿泊した（部屋は各自別）。翌19日、YはXに新幹線の駅まで送迎してもらい、電車に乗り、その後、Xは、甲らとともに、玉名カントリークラブで甲らとゴルフをしたものである（これが第一事件である）。

この点について、Xは、本第三者委員会に対し、はっきり記憶がないと回答している。

甲らとの別の会食の事実と宿泊の事実であるため、仮に上記事実が認定できるとしても、本来の本第三者委員会の検証の対象それ自体ではないが、参考事項としてここに指摘しておく。なお、この新たに判明した事実を前提としても、上記「にぎり」の認定の結論が変わるところはないし、本件調査委員会の調査過程が全体として相当であったという結論も変わるものではない。

第4 結語

本第三者委員会は、以上のとおり、検証を行い、上記の事実認定及び評価に至ったものである。

(別添資料³)

- ・日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」

以上

³ 公表版では添付省略。